

免許番号	内共第六号			
漁業権者	大垣市禾森1丁目8番地1 西濃水産漁業協同組合			
漁業の名称	あゆ漁業、あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、もくずがに漁業			
関係地区	大垣市（平成十八年三月二十六日における大垣市の区域に限る。）、瑞穂市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町並びに揖斐郡大野町及び池田町			
行使制限統数	・地獄網	5 統	・夜川網	10 統
	・中獵網	11 統	・やな	1 統
	・地びき網	5 統		

漁場の位置及び区域



漁業の位置及び区域

基点第三号と基点第四号とを結ぶ線から基点第七号と基点第八号とを結ぶ線までの揖斐川、基線第四号から下流の牧田川、金草川、石畑川、杭瀬川、相川、色目川、泥川、大谷川、矢道川、薬師川、梅谷川、大滝川、岩手川、大栗毛川、菅野川、奥川、東川、中川、深町川、小畑川、水門川、中之江川、新規川、平野井川及び東平野井川並びに基線第五号から下流の根尾川並びにそれらの支派川

- 基点第三号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の右岸上流端から上流三百メートルの点
- 基点第四号 海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の左岸上流端から上流三百メートルの点
- 基点第七号 安八郡神戸町落合地内揖斐川右岸の国土交通省河川距離標四十六・ニキロメートルの点
- 基点第八号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに設置された根尾川第五床固めえん堤の右岸下流端
- 基線第四号 養老郡養老町高田と同町直江とに架かる高田橋の下流端の線
- 基線第五号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに設置された根尾川第五床固めえん堤の下流端の線